

こちらは、英文記事「[European Union Sanctions in respect of Crimea and Sevastopol: COUNCIL REGULATION \(EU\) No 825/2014 of 30 July 2014 concerning restrictions on the import into the Union of goods originating in Crimea or Sevastopol, in response to the illegal annexation of Crimea and Sevastopol \("the Regulation"\)](#)」(2014年8月11日付)の和訳です。

クリミアおよびセヴァストポリに関する欧州連合の制裁 - クリミアおよびセヴァストポリの違法編入を受けてのクリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品の欧州連合への輸入の制限に関する2014年7月30日付の理事会規則 (COUNCIL REGULATION (EU) No 825/2014) (「本規則」)

メンバー各位

欧州連合は、ロシアによるクリミアおよびセヴァストポリの編入を受けて、クリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品に関する貿易制裁、ならびに当該物品の輸入に関連する融資または金融支援および保険・再保険の提供(直接・間接を問わない)に対し、貿易制裁を開始する旨の2014年6月23日付の規則(Regulation 692/2014)を発布していました。

欧州連合は、2014年7月30日に上記規則(Regulation 692/2014)を修正する本規則(Regulation 825/2014)を発布しました。よって、本サーキュラーは、サーキュラー No. 04/2014 を補足するものとなります。修正の中で最も重要な点は、以下に記載のとおり、第2条の禁止事項に追加がなされたことです。

禁止事項

- 1) 本規則第2条は、次の事項が禁止されると定めています。
 - ・ クリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品を欧州連合へ輸入すること。
 - ・ クリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品の輸入に関連して、直接または間接を問わず、融資または金融支援ならびに保険および再保険を提供すること。
 - ・ 運輸、電気通信、エネルギー分野におけるインフラプロジェクトのための特定の主要設備および技術¹を、販売、供給または輸送すること。
 - ・ 石油、ガス、鉱物資源²の開発³のための主要設備および技術を、販売、供給または輸送すること。
 - ・ 上記の活動に関連して、技術援助および金融支援を提供すること。
 - ・ 付属書類3(Annex III)に列挙された主要設備および技術をクリミアまたはセヴァストポリの自然人、法人、団体に対して、あるいはクリミアまたはセヴァストポリでの利用を目的として、直接・間接を問わず、販売、供給、輸送もしくは輸出すること。
- 2) 2014年7月30日より前に締結した契約(付随契約を含む)は、2014年10月28日までに履行しなければなりません。
- 3) 「物品」とは、クリミアまたはセヴァストポリで完全に生産されたか、最終的かつ実質的に加工された、クリミアまたはセヴァストポリを原産とする物品をいいます。

¹ 欧州連合が指定する物品のリストについては、本規則の付属書類3(Annex III)を参照ください。

² 指定鉱物のリストについては、本規則の付属書類2(Annex II)を参照ください。

³ 「開発」とは、石油、ガス、鉱物資源の開発、調査、採掘、精製および管理ならびに地質調査業務の提供をいいますが、既存インフラの安全性確保のための保守は含みません。

免除事項

- 4) 2014年6月23日付の規則（Regulation 692/2014）第3条は、2014年6月25日より前に締結した貿易契約またはその履行に必要な付随契約に関して、2014年9月26日までに履行され、履行をしようとする個人、法人または団体が、遅くとも履行の10日前に欧州連合加盟国の管轄当局に通知することを条件として、禁止事項が適用されない旨、定めています。また、第3条は、EU規則 No. 978/2012 および No. 374/2014 または 欧州連合・ウクライナ連合協定（EU-Ukraine Association Agreement）に従ってウクライナ当局に提出され、「特惠原産地」の資格が付与された物品も免除されることを規定しています。
- 5) 本規則第6条は、次の場合に、契約または取引に関するクレームの支払（保証に基づくクレームや補償を伴うクレームを含む）を禁止しています。当該クレームが、2014年3月17日付の理事会規則（Council Regulation 269/2014）に列挙された指定の個人、法人もしくは団体により求められた場合、指定法人を通じてもしくは代表して活動する個人、法人もしくは団体により求められた場合、欧州連合加盟国の管轄当局が本規則（692/2014）の禁止事項に違反したと判断した個人、法人もしくは団体により求められた場合、またはクリミアもしくはセヴァストポリを原産とする物品の輸入に関連するものである場合。

適用範囲

- 6) 2014年6月23日付の規則（Regulation 692/2014）の第10条は、その適用範囲を次のように定めています。
 - ・ 欧州連合の地域内。
 - ・ 加盟国の管轄下にある船舶上。
 - ・ 加盟国のすべての国民（居住地を問わない）。
 - ・ 加盟国の法律により設立された企業（欧州連合の地域の内外を問わない）。
 - ・ 欧州連合内で活動する企業または個人。
- 7) 今後は、欧州連合加盟国の国旗を掲揚する船舶または欧州連合加盟国により管理される船舶が上記の貿易活動を行った場合は違法となります。さらに、保険および再保険の提供の禁止により、欧州連合内に所在するP&Iクラブは、禁止された貿易活動に従事するいかなる国籍の船舶またはメンバーに対しても、P&I保険を提供することができなくなります。また、禁止された活動または提供された保険が欧州連合内での営業の一部または全部を構成する場合、これらの禁止事項は、欧州連合内に所在しないメンバーおよびクラブにも適用されます。国際P&Iグループに加盟する全クラブの約款は、保険を提供することが制裁を理由に違法となる貿易に起因するクレームに関し、保険適用の除外事項を定めています。
- 8) 本規則（Regulation 825/2014）は、2014年7月31日に発効しました。

国際 P&I グループに加盟するすべてのクラブが同様の内容のサーキュラーを発行しています。

敬具
GARD AS

A handwritten signature in blue ink that reads "Rolf Thore Roppestad". The signature is written in a cursive, flowing style.

Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、クラブとの紛争が生じた場合、常に原文である英文の解釈に依拠することとなります。ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。